

# 日 立 市 基 準 型 サービス に 要 す る 費 用 の 額 の 算 定 に 関 す る 基 準

(平成30年4月施行)

## 1 基準型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- (1) 日 立 市 基 準 型 サービス に 要 す る 費 用 の 額 は、日 立 市 基 準 型 サービス 単 位 表 に よ り 算 定 す る。な お、当 該 費 用 の 算 定 に あ た っ て は、以 下 に 掲 げ る 他 は、平 成 30 年 3 月 改 正 前 の 指 定 介 護 予 防 サービス に 要 す る 費 用 の 額 の 算 定 に 関 す る 基 準 (平 成 18 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 127 号。以 下 「旧 指 定 介 護 予 防 サービス 算 定 基 準」とい う。) 及 び 指 定 介 護 予 防 サービス に 要 す る 費 用 の 額 の 算 定 に 関 す る 基 準 の 制 定 に 伴 う 実 施 上 の 留 意 事 項 に つ い て (平 成 18 年 3 月 17 日 老 計 発 0317001・老 振 発 0317001・老 老 発 0317001、厚 生 労 働 省 老 健 局 計 画 ・振 興 ・老 人 保 健 課 長 連 盟 通 知) に 準 ず る も の と す る。
- (2) 日 立 市 基 準 型 サービス に 要 す る 費 用 の 額 は、(1)の 規 定 に よ り 算 定 さ れ た 単 位 数 に、表 1 に 定 め る 単 価 を 乗 じ て 算 定 す る も の と す る。  
※日 立 市 に 所 在 す る 事 業 所 は 平 成 30 年 4 月 か ら 地 域 区 分 5 級 地 (10%) で 算 定 す る。  
※な お、市 外 の 事 業 所 を 利 用 し た 場 合 に つ い て も、日 立 市 の 地 域 区 分 に 応 じ て 算 定 す る。
- (3) 前(2)の 規 定 に よ り 基 準 型 サービス に 要 す る 費 用 の 額 を 算 定 し た 場 合 に お い て、そ の 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は、そ の 端 数 金 額 は 切 り 捨 て て 計 算 す る も の と す る。

## 2 地域区分・サービス種類ごとの1単位の単価(表1) (単位:円)

	1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	5 級 地	6 級 地	7 級 地	そ の 他
上 乗 せ 割 合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
訪 問 型 サービス	11.40	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.0
通 所 型 サービス	10.90	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.0

## 3 基準型訪問介護サービス費(独自)

- イ 訪 問 型 サービス 費 (I) 1,168 単 位 (1 日 つ き 38 単 位)  
(事 業 対 象 者 ・ 要 支 援 1・2 1 月 に 週 1 回 程 度 の 訪 問)
- ロ 訪 問 型 サービス 費 (II) 2,335 単 位 (1 日 つ き 77 単 位)  
(事 業 対 象 者 ・ 要 支 援 1・2 1 月 に 週 2 回 程 度 の 訪 問)
- ハ 訪 問 型 サービス 費 (III) 3,704 単 位 (1 日 つ き 122 単 位)  
(事 業 対 象 者 ・ 要 支 援 2 1 月 に 週 2 回 を 超 え る 程 度 の 訪 問)
- ニ 訪 問 型 サービス 費 (IV) 266 単 位 (1 回 に つ き)  
(事 業 対 象 者 ・ 要 支 援 1・2 1 月 の 中 で 全 部 で 4 回 ま で の サービス を 行 っ た 場 合)
- ホ 訪 問 型 サービス 費 (V) 270 単 位 (1 回 に つ き)  
(事 業 対 象 者 ・ 要 支 援 1・2 1 月 の 中 で 全 部 で 5 回 か ら 8 回 ま で の サービス を 行 っ た 場 合)
- へ 訪 問 型 サービス 費 (VI) 285 単 位 (1 回 に つ き)  
(事 業 対 象 者 ・ 要 支 援 2 1 月 の 中 で 全 部 で 9 回 か ら 12 回 ま で の サービス を 行 っ た 場 合)
- ト 訪 問 型 サービス 費 (20 未 満 の 短 時 間 サービス) 165 単 位 (1 回 に つ き)  
(事 業 対 象 者 ・ 要 支 援 1・2 主 に 身 体 介 護 を 行 う 場 合 1 月 22 回 ま で)

**(注1) 介護職員初任者研修修了者であるサービス提供責任者を配置する指定基準型訪問介護事業所の減算について**

別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（旧指定介護予防サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定基準型訪問介護事業所において、指定基準型訪問介護を行った場合は、所定単位数の **100分の70** に相当する単位数を算定する。

**(注2) 指定基準型訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い**

指定基準型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の登録を受けたものに限る。）若しくは指定基準型訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定基準型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定基準型訪問介護を行った場合は、所定単位数の **100分の90** に相当する単位数を算定する。

**(注3) 特別地域基準型訪問介護加算**

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定基準型訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定基準型訪問介護を行った場合は、特別地域基準型訪問介護加算として、1月につき所定単位数の **100分の15** に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**(注4) 中山間地域等における小規模事業所加算**

別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定基準型訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定基準型訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の **100分の10** に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**(注5) 中山間地域等居住者サービス提供加算**

指定基準型訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定基準型訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の **100分の5** に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**(注6) 算定制限**

利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、基準型訪問介護費は算定しない。

**(注7) 算定制限**

利用者が一の指定基準型訪問介護事業所において指定基準型訪問介護を受けている間は、当該指定基準型訪問介護事業所以外の指定基準型訪問介護事業所が指定基準型訪問介護を行った場合に、基準型訪問介護費は算定しない。

## チ 初回加算 200 単位

指定基準型訪問介護事業所において、新規に基準型訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定基準型訪問介護を行った日の属する月に指定基準型訪問介護を行った場合又は当該指定基準型訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定基準型訪問介護を行った日の属する月に指定基準型訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

## リ 生活機能向上連携加算 100 単位

利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした基準型訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該基準型訪問介護計画に基づく指定基準型訪問介護を行ったときは、初回の当該指定基準型訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

## ヌ 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定基準型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定基準型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） + 所定単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)の単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)の単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

基準型訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定基準型訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。

- (4) 当該指定基準型訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。
  - (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
  - (6) 当該指定基準型訪問介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
  - (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
    - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
    - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
    - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
    - (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - (8) 平成 27 年 4 月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
- イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
  - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
    - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
      - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
      - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
    - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
      - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
      - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
  - (3) 平成 20 年 10 月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(V) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### 4 基準型通所介護サービス費（独自）

##### イ 基準型通所介護サービス費

- (1) 事業対象者・要支援1 1,647単位（1日につき54単位）
- (2) 事業対象者・要支援2 3,377単位（1日につき111単位）
- (3) 事業対象者・要支援1 378単位  
（1回につき・月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）
- (4) 事業対象者・要支援2 389単位  
（1回につき・月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）

(注1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定基準型通所介護（旧指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(注2) 指定基準型通所介護事業所の基準型通所介護従業者（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定基準型通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(注3) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定基準型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

(注4) 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、基準型通所介護サービス費は、算定しない。

(注5) 利用者が一の指定基準型通所介護事業所において指定基準型通所介護を受けている間は、当該指定基準型通所介護事業所以外の指定基準型通所介護事業所が指定介護予防通所介護を行った場合に、基準型通所介護サービス費は、算定しない。

(注6) 指定基準型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定基準型通所介護事業所と同一建物から当該指定基準型通所介護事業所に通う者に対し、指定基準型通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送

迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ 要支援1 376 単位

ロ 要支援2 752 単位

#### ロ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定基準型通所介護事業所の基準型通所介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した基準型通所介護計画(旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。)を作成していること。
- (2) 基準型通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう、複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

#### ハ 運動器機能向上加算 225 単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びへにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定基準型通所介護事業所であること。

#### ニ 栄養改善加算 150 単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的

として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定基準型通所介護事業所であること。

#### ホ 口腔機能向上加算 150 単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定基準型通所介護事業所であること。

#### へ 選択的サービス複数実施加算

(注) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定基準型通所介護事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480 単位
- (2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700 単位

## ト 事業所評価加算 120 単位

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。

## チ サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所が利用者に対し指定基準型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて 1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算 (I)イ
  - ① 事業対象者・要支援 1 72 単位 (1 月につき)
  - ② 事業対象者・要支援 2 144 単位 (1 月につき)
- (2) サービス提供体制強化加算 (I)ロ
  - ① 事業対象者・要支援 1 48 単位 (1 月につき)
  - ② 事業対象者・要支援 2 96 単位 (1 月につき)
- (3) サービス提供体制強化加算 (II)
  - ① 事業対象者・要支援 1 24 単位 (1 月につき)
  - ② 事業対象者・要支援 2 48 単位 (1 月につき)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

基準型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(I)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定基準型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が **100 分の 50 以上**であること。
- (2) 通所介護費等算定方法第 15 に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制加(I)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定基準型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が **100 分の 40 以上**であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定基準型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が **100 分の 30 以上**であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

## リ 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所が、利用者に対し、指定基準型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。



- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋所定単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）(3)の単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3)の単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

基準型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定基準型通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。
- (4) 当該指定基準型訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定基準型訪問介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和三十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
  - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
  - (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費

用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。